



総合窓口『ふむふむ』



～総合窓口でできる各種手続き等を随時ご案内します～

通知カードとマイナンバーカードの違いは？

通知カードとは、紙製のマイナンバーカード（個人番号）を、住民に通知するために発行される書類です。通知カードには、マイナンバーが記載されています。通知カードは、マイナンバーカードの発行に必要です。通知カードは、マイナンバーカードの発行に必要です。通知カードは、マイナンバーカードの発行に必要です。

通知カードとは？

通知カードとは、紙製のマイナンバーカード（個人番号）を、住民に通知するために発行される書類です。通知カードには、マイナンバーが記載されています。通知カードは、マイナンバーカードの発行に必要です。通知カードは、マイナンバーカードの発行に必要です。通知カードは、マイナンバーカードの発行に必要です。

マイナンバーカードとは、日本に住民票を有するすべての人（外国人含む）が持つべきの番号です。転入や転出の異動があっても一度付与された番号が変わることはありません。漏れのある不正利用される恐れのある場合を除く。

通知カード再交付手続き



【持参するもの】

- ① 身分証明書（免許証等）
- ② 印鑑
- ③ 自宅外で紛失した場合、警察署より紛失等を証明する書類

【再交付手数料】 500円

- ◎ 申請からご自宅に届くまで2～3週間程
- ※ 代理人申請の場合は、申請者と代理人の身分証明書、委任状が必要です。

マイナンバーカード交付申請方法

【申請方法】

通知カードの下部に付いている交付申請書を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ郵送申請してください。

【上記の交付申請書の住所や氏名に変更があった場合】

市区町村役場で申請して下さい。本人若しくは同一世帯の方に来庁していただきます。その際、身分証明書の確認があります。

【マイナンバーカードの受け取り】

申請から受け取りまで2～4週間程かかります。カードができ次第、役場より受け取りご案内のハガキを送付しますので、ハガキと身分証明書と通知カードを持参の上、ご来庁ください。受け取りは原則本人となります。

■お問い合わせ

税務住民課 住民生活グループ

☎ 4-2511 内線 116・117 ☆ 4-251103

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードです。これは、マイナンバーの証明のほか、マイナンバーカードの証明が可能な場合があります。マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードです。これは、マイナンバーの証明のほか、マイナンバーカードの証明が可能な場合があります。

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードです。これは、マイナンバーの証明のほか、マイナンバーカードの証明が可能な場合があります。マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードです。これは、マイナンバーの証明のほか、マイナンバーカードの証明が可能な場合があります。

総合窓口担当




伊 林 中 野

次回の掲載もお楽しみに！

今月の掲載は中野が担当しました。